

機構共用サーバシステム及び大洗ネットワークシステム等の
運用業務

請負契約仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
システム計算科学センター
サイバーセキュリティ統括室

目 次

1. 業務目的	1
2. 契約範囲	1
3. 対象設備の概要	1
4. 実施場所	2
5. 実施期日等	2
6. 業務内容等	3
7. 受注者と機構の主な役割分担	3
8. 実施体制及び業務に従事する標準要員数	4
9. 業務に必要な資格等	4
10. 支給品及び貸与品等	5
11. 提出図書	5
12. 検収方法等	6
13. 産業財産権等	6
14. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ	6
15. 検査員及び監督員	7
16. グリーン購入法の推進	7
17. 特記事項	7

添付資料

別紙 1：運用業務の内容

別紙 2：受注者と機構の主な役割分担

別紙 3：産業財産権特約条項

1. 業務目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という）のシステム計算科学センター サイバーセキュリティ統括室が整備している機構共用サーバシステム及び大洗ネットワークシステム等の管理・運用支援業務を受注者に請負わせるための仕様を定めたものである。

機構共用サーバシステム及び大洗ネットワークシステム等を効率的かつ円滑に運用するため、受注者はこれらのハードウェア、ソフトウェアの構成、取り扱い方法等を充分理解し、本業務を実施するものとする。

2. 契約範囲

- (1) 機構業務支援共用サーバシステムの管理・運用業務
- (2) 大洗ネットワークの管理・運用業務
- (3) 大洗拠点設置サーバの管理・運用業務
- (4) 上記に付随する作業で機構との協議により定められた作業

3. 対象設備の概要

本業務の対象となる主な機器・設備は以下のとおりである。設置場所はクラウド、原子力科学研究所（以下「原科研」という）、大洗原子力工学研究所（以下、「大洗」という）、とする。なお、機器・設備は交換等により変更することがある。

- (1) 機構業務支援共用サーバシステム（クラウド、原科研）
 - ①受渡用オンラインストレージサーバシステム 1式
 - ②オンラインストレージサーバ電子申請システム 1式
- (2) 大洗ネットワークシステム関連（大洗）
 - ①大洗基幹 LAN 関連機器・設備及び拠点間接続用関連機器 1式
 - ②ネットワーク管理/監視サーバ 1式
- (3) 大洗拠点設置サーバシステム等（大洗）
 - ①大洗拠点向イントラネットサーバ 1式
 - ②仮想化サーバシステム 1式
 - ③スキャナ 1式
- (4) その他
 - ①本業務に使用するパソコン等 1式

4. 実施場所

本仕様に定める業務を実施する場所は、以下の通りとする。

- (1) 大洗原子力工学研究所
〒311-1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ①情報センター [一般区域]
 - ②大洗基幹 LAN 系機器を設置している建屋 [一般区域]
- (2)その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所

5. 実施期日等

(1)実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他機構が特に指定する日を除く。

(2)標準実施時間

本業務は、原則として平日 9:00～17:30 の間に行うものとするが、あらかじめ甲乙で協議して変更できるものとする。

なお、変更内容は実施要領書に定めるものとする。

(3)その他

業務上で上記に定める時間以外の時間及び(1)但し書きに定める日（以下「定常外」という。）であっても機構の指示により業務を求めることがある。

定常外において 別紙 1 に定める定常外業務を行うことにより発生した経費は、契約書別紙に基づき支払う。

6. 業務内容等

本業務を実施するにあたっては、受注者は予め業務の分担、人員の配置、業務スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め機構の確認を受けたうえで、本業務を実施すること。

本業務の詳細な内容は別紙 1 に示す。

(1)機構業務支援共用サーバシステムの管理・運用業務

本業務は、機構外との大容量ファイルを受け渡すオンラインストレージシステムの管理・運用を行う業務である。

(2)大洗ネットワークの管理・運用業務

本業務は大洗原子力工学研究所ネットワークシステムの運用計画に関する支援・ネットワークシステムの運用・維持管理及び利用者支援等を行う業務である。

(3)大洗拠点設置サーバの管理・運用業務

本業務は、大洗拠点設置サーバ等の運用計画に関する支援・イントラサーバ等の運用・維持管理等を行う業務である。

(4)上記に付随する作業で機構との協議により定められた作業

機構監督員及び総括責任者の協議・調整により決定した業務

○定常外業務

- ①トラブル発生時の対応（各施設において、トラブル等緊急を要する対応が必要となつた場合）
- ②地震等の災害等発生時における施設点検（地震発生時の現場点検、その他災害時の対応）

7. 受注者と機構の主な役割分担

役割分担の詳細な内容は別紙 2 に示す。

8. 実施体制及び業務に従事する標準要員数

受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にも認められていることを認識し、機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(1) 実施体制

受注者は、業務を確実に実施できる体制をとるとともに、以下に示す体制をとること。

- ①総括責任者及び代理者を選任すること。
- ②総括責任者及び代理者は、次の任務に当たらせること。
 - 1)受注者の従事者の労務管理（要員の人員調整を含む）及び作業上の指揮命令
 - 2)本契約業務遂行に関する機構との連絡及び調整
 - 3)受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項
 - ③総括責任者は、常時連絡をとれる状態とすること。
 - ④4. に記載の実施場所に必要な要員を常駐させること。
 - ⑤トラブル発生時に迅速な原因究明、復旧の対応がとれる総合的な体制を有していること。

(2) 業務に従事する標準要員数

2名 程度（年間の業務量）※

※4. に定める実施場所に常駐して業務を実施する業務量を標準要員数（目安）として記載。要員の配置等については、日々常に業務の完全な履行をなし得るように適切な役割の要員を配置し、実施すること

9. 業務に必要な資格等

各業務の従事者は、以下の要件（経験・資格）を有すること。経験年数は、令和 8 年 3 月 31 日現在とする。

(1) 機構共用サーバシステム及び大洗ネットワークシステムの運用業務

①経験

【運用技術者 A】（大洗常駐）

①Linux 及び Windows サーバ運用経験	7 年以上
(但し、Linux 及び Windows サーバのどちらも最低 3 年以上の経験を有すること)	
②ネットワークシステムの運用経験	5 年以上
③情報セキュリティ対策システムの運用経験	5 年以上
④仮想化サーバ(VMware)の運用経験	5 年以上
【運用技術者 B】(大洗常駐)	
①ネットワークシステムの運用経験	5 年以上
②情報セキュリティ対策システムの運用経験	3 年以上
③Linux 又は Windows サーバ運用経験	3 年以上
④仮想化サーバ(VMware)の運用経験	3 年以上

②資格

大洗原子力工学研究所に、作業責任者等認定制度における現場責任者（大洗原子力工学研究所）の認定を有している者を 1 名配置すること。なお、作業責任者認定制度に係る認定者がいない場合は、機構に受講申請を行い、業務開始までに認定を受けること。

現場責任者：新規（KYT 教育（1 日間）及び作業責任者等教育（3 時間）、更新（作業責任者等教育（3 時間））

10. 支給品及び貸与品等

(1) 支給品

- ①電気、水
- ②事務用品
- ③各種用紙

(2) 貸与品等

- ①机、椅子
- ②PC、プリンタ、その他情報機器
- ③工具類
- ④マニュアル及び参考図書

11. 提出書類

	書類名	指定様式	提出時期	協議の 要否	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後及び変更 の都度速やかに		1 部	総括責任者代理含
2	実施要領書	指定なし	〃	○	1 部	※1
3	従事者名簿	指定なし	〃		1 部	
4	情報セキュリティに 係る書類	指定なし	〃		1 部	※2

5	業務日報 (又は業務週報)	指定なし	業務終了時		1 部	
6	業務月報	指定なし	翌月 7 日まで		1 部	
7	終了届	機構様式	翌月 7 日まで		1 部	
8	業務予定表	指定なし	毎月初め	○	1 部	
9	その他当該作業遂行上必要書類					詳細は別途協議

※1：実施要領書の作成に際しては機構と協議を行うこと

※2：受注者の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修等)・実績及び国籍についての情報を記した書類

(提出場所)

原子力科学研究所 情報交流棟南ウイング

システム計算科学センター サイバーセキュリティ統括室

※業務日報、業務月報は、総括責任者または代理者が集約して、上記提出場所へ提出すること。

12. 検収方法等

終了届、業務月報の提出及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと機構が認めたときをもって業務完了とする。

13. 産業財産権等

産業財産権等の取扱については、別紙 3：「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

14. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ

(1)受注者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構の協力のもと現行業務実施者から本業務の開始日までに必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、機構は当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行業務実施者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで現行業務実施者及び受注者に発生した諸経費は、現行実施者及び受注者各々の負担とする。

(2)本業務期間満了の際、受注者は機構の協力のもと次期業務実施者に対し、次期業務の開始日までに必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、機構は、当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次期業務実施者に対し必要な措置を講ずるとともに、引継ぎ完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで受注者及び次期業務実施者に発生した諸経費は、受注者及び次期業務実施者各々の負担とする。基本事項説明の詳細は、機構、受注者及び次期業務実施者間で協議のうえ、一定の期間（3週間目途）を定めて原契約の期間終了日までに実施する。なお、本業務の受注者が次期業務実施者となる場合には、この限りではない。

15. 検査員及び監督員

検査員：

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員：

- (1) システム計算科学センター サイバーセキュリティ統括室 担当職員

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 特記事項

- (1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他すべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、受注者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、受注者は、機構及び機構が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。さらに、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (4) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び機構規程等を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - ①電気事業法
 - ②機構の定める電気工作物保安規程
 - ③労働安全衛生法
 - ④機構の定める安全衛生管理規則
 - ⑤消防法
 - ⑥その他、機構が定める規則等

(5)技術的能力など受注者の技術水準を維持するために社内教育や以下の教育を行うものとする。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「作業責任者認定制度」に基づく認定教育 (現場責任者、現場分任責任者、安全専任管理者、放射線管理者)	機構	作業責任者認定証の確認を受ける。	業務開始前までに実施
その他機関が指定する教育	機構	教育の受講に係る記録にて確認を受ける。	出入りに係るもの等の一部は業務開始前までに実施

※原子力機関で実施する施設別課程教育に参加してもよく、その場合、原子力機関による内容確認は適用されない。

(6)受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。なお、安全衛生上緊急に対処する必要がある事項については指示を行なう場合がある。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

(7)受注者は、機構が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。

(8)保守業務に係わる機器の保全について責任を負うものとする。但し機構の責任に帰する事項についてはこの限りでない。

(9)受注者は、機構の環境方針を遵守し、省エネルギー、省資源に努めること。

(10)受注者は、拠点構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車廃棄ガスの低減に努めること。

(11)受注者は、本業務を行うにあたり、対象設備及びその付属設備並びに関連ソフトウェアについて善良な管理者の注意をもって管理を行うこと。

(12)受注者は機構が定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(13)受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた、機構の損害及びその他の損害についてすべての責任を負うものとする。

(14)その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定する。

(15)受注者は、従事者に関する労基法、労安法その他法令上の責任並びに従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行なうものとする。

(16)受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出さないこと。

以上

運用業務の内容

契約件名：機構共用サーバシステム及び大洗ネットワークシステム等の運用業務

契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

業務内容	作業内容	作業時期
1. 機構業務支援共用サーバシステムの管理・運用業務 (1) システム運用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・受渡用オンラインストレージシステム及びオンラインストレージサーバ電子申請システム運用計画の企画・立案支援と関連部門との調整 ・受渡用オンラインストレージシステム及びオンラインストレージサーバ電子申請システム運用計画に関する資料作成 	1回/日
(2) システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用及び稼働状況監視 ・利用者管理(登録、変更、削除及び通知) ・稼働及び利用状況資料の作成 ・定期保守対応 	1回/日または1回/月
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策に係る作業 ・障害対応 ・停電時対応 ・システム等の移行に係る作業 ・運用及び利用マニュアル等の資料整備 	1回/半月または1回/年

2. 大洗ネットワークシステム等の管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークシステム運用計画の企画・立案支援と関連部門との調整 ・ネットワークシステム運用計画に関する資料作成 ・大洗研究所基幹 LAN 機器の管理及び運用 ・支線 LAN 整備に関する支援 ・構内 DSL 接続用ネットワークの管理及び運用 ・拠点用 DHCP サーバの管理及び運用 ・検疫ネットワークの管理及び運用 ・ゲストネットの整備及び利用支援 ・通信用構内光ケーブルの管理 ・ネットワーク統計情報の収集及び分析 ・新規導入ネットワーク機器類の調査 ・DNS サーバの管理及び運用 ・NTP サーバの管理及び運用 ・ネットワーク管理/監視用サーバ類の管理及び運用 ・新規導入サーバ機器類の調査 ・通信障害に係る対応 ・機器構成変更に係る支援 ・IP アドレスの管理 ・新規端末接続に関する作業支援 ・新規導入ネットワーク機器類の調査 ・ネットワーク/端末障害情報の収集及び分析 ・ネットワーク/端末障害対応状況の文書化 ・ネットワーク利用に関する相談及び支援 ・端末利用に関する相談及び支援 	1回/日
(1) 大洗ネットワークシステム運用計画に関する支援業務		1回/日
(2) ネットワークシステムの維持管理		
(3) ネットワーク関連サーバの維持管理		1回/日
(4) 拠点間接続用ネットワーク機器(音声系接続用含む)の維持・運用支援		1回/3月
(5) 端末機器の接続管理		1回/日
(6) 障害調査及び情報管理		1回/月
(7) 拠点内利用者支援		1回/半月

(8)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策に係る作業 ・障害対応 ・停電時対応 ・システム等の移行に係る作業 ・運用及び利用マニュアル等の資料整備 	1回/半月
3. 大洗拠点設置サーバ等の管理・運用業務		
(1)大洗拠点設置サーバ等の運用計画に関する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗拠点設置サーバ等の運用計画の企画・立案支援と関連部署との調整支援 ・大洗拠点設置サーバ等の運用計画に関する資料作成 	1回/日
(2)大洗拠点向インターネットサーバの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用及び稼働状況監視 ・大洗拠点向インターネット用コンテンツの作成支援 	1回/日
(3)仮想化サーバシステムの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用及び稼働状況監視 	1回/日
(4)大洗ユーザ向支援機器の管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・スキヤナ利用者への対応 	1回/半月
(5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策に係る作業 ・障害対応 ・停電時対応 ・システム等の移行に係る作業 ・運用及び利用マニュアル等の資料整備 	1回/半月

受注者と機構の主な役割分担

契約件名：機構共用サーバシステム及び大洗ネットワークシステム等の運用業務

契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

業務内容	業務細目	受注者	機構
(1) 機構業務支援共用サーバシステムの管理・運用業務	①受渡用オンラインストレージシステム及びオンラインストレージサーバ電子申請システムの運用計画に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・受渡用オンラインストレージシステム及びオンラインストレージサーバ電子申請システム運用計画の企画・立案支援と関連部門との調整 ・受渡用オンラインストレージシステム及びオンラインストレージサーバ電子申請システム運用計画に関する資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用計画の企画・立案 ・資料の確認
	②受渡用オンラインストレージシステム及びオンラインストレージサーバ電子申請システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用及び稼働状況監視 ・利用者管理(登録、変更、削除及び通知) ・稼働及び利用状況資料(1回/月)の作成 ・定期保守対応(1回/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働状況の確認 ・利用者情報の登録状況確認 ・資料の確認及び保守情報の確認
	③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策に係る作業 ・障害対応 ・停電時対応(1回/年) ・システム等の移行に係る作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策要否の確認 ・障害対応状況確認 ・停電時対応の確認 ・移行作業計画の確認

		<ul style="list-style-type: none"> ・運用及び利用マニュアル等の資料整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の確認
(2)大洗ネットワークシステム等の管理・運用業務	①大洗ネットワークシステム運用計画に関する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークシステム運用計画の企画・立案支援と関連部門との調整 ・ネットワークシステム運用計画に関する資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用計画の企画・立案 ・資料の確認
	②ネットワークシステムの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所基幹 LAN 機器の管理及び運用 ・支線 LAN 整備に関する支援 ・構内 DSL 接続用ネットワークの管理及び運用 ・拠点用 DHCP サーバの管理及び運用 ・検疫ネットワークの管理及び運用 ・ゲストネットの整備及び利用支援 ・通信用構内光ケーブルの管理 ・ネットワーク統計情報の収集及び分析 ・新規導入ネットワーク機器類の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用状況確認 ・支線 LAN 等ネットワーク整備 ・各種システムの管理・運用状況確認 ・ネットワーク構成物品等の管理 ・統計情報の確認 ・新規導入ネットワーク機器類の調査
	③ネットワーク関連サーバの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・DNSサーバの管理及び運用 ・NTPサーバの管理及び運用 ・ネットワーク管理/監視用サーバ類の管理及び運用 ・新規導入サーバ機器類の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サーバの管理・運用状況確認 ・新規導入サーバの調査
	④拠点間接続用ネットワーク機器(音声系接続用含む)の維持・運用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通信障害に係る対応 ・機器構成変更に係る支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信障害時の状況確認 ・機器構成の変更に関する検討
	⑤端末機器の接続管理	<ul style="list-style-type: none"> ・IP アドレスの管理 ・新規端末接続に関する作業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の接続管理状況確認 ・新規導入機器の調査

		<ul style="list-style-type: none"> ・新規導入ネットワーク機器類の調査 	
	⑥障害調査及び情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク/端末障害情報の収集及び分析 ・ネットワーク/端末障害対応状況の文書化 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害情報の確認 ・障害対応状況の確認
	⑦拠点内利用者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク利用に関する相談及び支援 ・端末利用に関する相談及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援状況の確認 ・利用者支援内容の確認
	⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策に係る作業 ・障害対応 ・停電時対応(3回/年) ・システム等の移行に係る作業 ・運用及び利用マニュアル等の資料整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策要否の確認 ・障害対応状況の確認 ・停電時期等の確認 ・移行に係る作業の確認 ・資料の確認
(3)大洗拠点設置サーバ等の管理・運用業務	①大洗拠点設置サーバ等の運用計画に関する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗拠点設置サーバ等の運用計画の企画・立案支援と関連部署との調整支援 ・大洗拠点設置サーバ等の運用計画に関する資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用計画の企画・立案 ・運用計画資料の確認
	②大洗拠点向インターネットサーバの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用及び稼働状況監視 ・大洗拠点向インターネット用コンテンツの作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働状況確認 ・コンテンツの提供
	③仮想化サーバシステムの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用及び稼働状況監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働状況確認
	④大洗ユーザ向支援機器の管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・スキヤナ利用者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機器の管理・運用状況確認
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策に係る作業 ・障害対応 ・停電時対応(3回/年) ・システム等の移行に係る作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策要否の確認 ・障害対応状況の確認 ・停電時期等の確認 ・移行に係る作業の確認

		・運用及び利用マニュアル等の資料整備	・資料の確認
--	--	--------------------	--------

定常外業務

業務内容	業務細目	受注者	機構
定常外業務	①トラブル発生時の対応	・トラブル発生時の対応 ・作業計画書、作業報告書の作成、提出	・指示書の作成 ・作業計画書・作業報告書の確認
	②地震等の災害発生時の対応	・地震等の災害発生時の対応 ・点検記録の作成、提出	・指示書の作成 ・記録の確認

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日

まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。

以上